

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年10月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	岩倉市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	94-1
6. 独自利用事務の対象者	高齢者
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	平成30年7月2日
8. 保護評価の実施の有無	
9. 評価書番号	18
10. 保護評価書の名称	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mvnumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hi_no=&kk_name=%E5%B2%A9%E5%80%89%E5%B8%82&ev_name=&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=10&opn_date_from_day=5&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=5&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	

執行機関名 岩倉市長

高齢者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び⑧①		岩倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第4の項

この要綱の趣旨又は目的の該当部分		後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日号外法律第百二十三号) 第1条	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、(加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等)について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつ	第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療の一部負担金の支払が困難な(高齢者)の健康の保持増進を図り、(福祉の向上)に寄与するため、医療費の一部を支給することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第5条第2項
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 イ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第4条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ロ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第4条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ハ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ニ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第6条第2項
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 イ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第4条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ロ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第4条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ハ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ニ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長

③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第7条第1項
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ハ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ニ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第13条第1項
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給資格等の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ハ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ニ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務5	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第13条第2項
②事務の内容	介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費の受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 イ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第4条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ロ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第4条第2号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報	中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ハ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 13 号 ニ	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
事務6	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第5条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ4	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
事務7	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第6条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ4	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第7条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ4	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
事務9	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第13条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費受給資格等の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ4	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

事務10	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第13条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	後期高齢者福祉医療費の受給資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ4	岩倉市後期高齢者福祉医療費給付要綱 第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--